

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年6月13日（令和6年（行情）諮問第695号）

答申日：令和7年1月29日（令和6年度（行情）答申第851号）

事件名：「「南スーダン派遣施設隊第6次要員に係る教訓要報」について（報告）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、「文書1」ないし「文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月31日付け防官文第18550号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

（3）特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術

的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、情報公開法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『教訓業務実施要領について（通達）』（陸幕情研第29号 22. 3. 2）に基づき、「陸上自衛隊の教訓」（4頁）として取り扱われているものの全て（2015. 2. 9－本本B1447で特定された後に特定されたもの）。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成28年4月22日付け防官文第8573号により、本件対象文書の各1枚目から3枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（以下「先行処分」という。）を行った後、同年10月31日付け防官文第18550号により、本件対象文書の各1枚目から3枚目を除く部分について、法第5条第1号、第3号及び第5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約7年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法第5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号及び5号に該当する

部分を不開示とした。本件審査請求を受け、本件対象文書の同条該当性を改めて検討した結果、別表に記載の不開示とした部分のうち、別紙の2に掲げる不開示部分については同条3号に該当せず、全て開示することとするが、そのほかの部分については、原処分のおり同号に該当するため不開示を維持することとする。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる」として、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録は特定されたPDFファイル形式が全てである。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のおり、不開示とした部分のうち一部を開示することとし、そのほかの部分については、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、本件対象文書の一部が同条1号、3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、上記2及び上記(4)のおり不開示とした部分の一部を開示することとするが、審査請求人のその他の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年6月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月1日 審議
- ④ 同年12月19日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 令和7年1月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の1に掲げる4文書であり、処分庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、上記第3の2のとおり、原処分において不開示とされた部分のうち、別紙の2に掲げる不開示部分については全て開示するとし、更に改めて検討した結果、別紙の3に掲げる不開示部分について新たに開示するとし、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については不開示を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書の開示実施文書を確認したところ、開示実施文書においてマスキングされている部分の一部（文書4の17枚目の不開示部分）について、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

しかしながら、原処分は、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、当該部分は、原処分（開示決定通知書）において開示された部分と認められるから、審査請求の対象外と解されるので、当審査会では、当該部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

(2) 以上を前提として、以下、検討する。

ア 派遣部隊の隊員の個人に関する情報

別表の番号1に掲げる本件不開示維持部分には、自衛隊員、外国軍人及び民間人等の写真の顔部分であり、当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員には公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該各部分は、法5条1号ただ

し書イに該当しないと認められるほか、外国軍人及び民間人等についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、いずれも同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 自衛隊と他国との連携等に関する情報

別表の番号2に掲げる本件不開示維持部分には、自衛隊と米軍又は豪軍との連携等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊と他国軍の運用要領等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 派遣部隊の行動、運用等に関する情報

別表の番号3に掲げる本件不開示維持部分には、派遣部隊の編成、装備、行動及び運用等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の態勢、能力及び運用要領等が推察され、悪意を有する相手方をして、妨害行為や対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報

別表の番号4に掲げる本件不開示維持部分には、自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、部隊の指揮統制要領等が推察され、自衛隊の行動を妨害しようと企図する相手方をして、その裏をかいた行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 自衛隊の情報業務等に関する情報

別表の番号5に掲げる本件不開示維持部分には、自衛隊の情報業務等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報関心及び情報収集態勢等が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

カ 自衛隊の教育訓練に関する情報

別表の番号6に掲げる本件不開示維持部分には、自衛隊の教育訓練に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

キ 自衛隊の感染症対策等に関する情報

別表の番号7に掲げる本件不開示維持部分には、自衛隊の感染症対策及び抗マラリア薬の管理等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の派遣時における対応能力及び運用要領が推察され、悪意を有する相手方がその対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ク 自衛隊の警備に関する情報

別表の番号8に掲げる本件不開示維持部分には、自衛隊の海外派遣時における警備に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の警備態勢等が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ケ 女性自衛隊員の補職分野の検討に関する情報

別表の番号9に掲げる本件不開示維持部分には、南スーダン派遣施設隊における女性自衛隊員の補職の分析結果及び今後効果が見込まれる補

職分野に関する情報が具体的に記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、今後の女性自衛隊員の補職分野について未成熟な検討内容が明らかとなり、将来の同種の検討作業において防衛省・自衛隊での自由かつたつな議論に支障を来す等、防衛省・自衛隊の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約7年6か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、3号及び5号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙

1 本件対象文書

文書1 「平成26年度日米共同方面隊指揮所演習（YS-67）に係る教訓詳報」について（報告）（研本研第35号電（27.3.26））（1枚目ないし3枚目を除く）

文書2 「南スーダン派遣施設隊第6次要員に係る教訓要報」について（報告）（研本研第43号電（27.4.17））（1枚目ないし3枚目を除く）

文書3 「ネパール共和国における国際緊急援助活動に係る教訓詳報」について（報告）（研本研第63号電（27.7.10））（1枚目ないし3枚目を除く）

文書4 「南スーダン派遣施設隊第7次要員に係る教訓要報」について（報告）（研本研第91号電（27.9.25））（1枚目ないし3枚目を除く）

2 理由説明書において諮問庁が開示することとした不開示部分

文書4の38枚目の不開示部分の全て

3 諮問後に諮問庁がさらに開示することとした不開示部分

（1）文書1の306枚目の不開示部分のうち、東方総監の顔写真の部分

（2）文書4の20枚目の教訓名欄の不開示部分

別表（原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	2 6 2 枚目、2 8 7 枚目、3 0 6 枚目及び 3 0 8 枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
2	文書 1	1 6 枚目、1 7 枚目、1 9 枚目ないし 2 5 0 枚目、2 5 4 枚目ないし 2 6 3 枚目、2 6 5 枚目ないし 2 8 6 枚目、2 8 9 枚目、2 9 0 枚目及び 2 9 3 枚目ないし 3 0 6 枚目のそれぞれ一部	日米共同訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊及び米軍の態勢、関心のある情報分野、指揮統制要領、運用要領、能力、練度及び防衛力の現状等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		2 6 4 枚目の一部	米陸軍部隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国と米国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		3 0 9 枚目の一部	豪軍の教訓業務に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国と豪国との間の信頼関係が損なわれるおそれがある

			ることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
3	文書２	４枚目、６枚目、９枚目、１０枚目ないし１５枚目、２４枚目ないし２６枚目、２８枚目、２９枚目ないし３１枚目及び３３枚目ないし３５枚目のそれぞれ一部	派遣部隊の不測事態生起時の行動に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		１５枚目、２３枚目、３６枚目、４０枚目及び７０枚目のそれぞれ一部	派遣部隊の編成・装備に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		１７枚目、２７枚目及び４１枚目ないし４４枚目のそれぞれ一部	派遣部隊の人員及び武器の国境通過手続きに関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の移動要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

	文書 3	7 枚目、8 枚目、10 枚目ないし 27 枚目及び 40 枚目のそれぞれ一部	派遣部隊の編成、運用、装備、通信システムに関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 4	11 枚目から 13 枚目まで及び 26 枚目から 31 枚目までのそれぞれ一部	派遣部隊の不測事態生起時の行動に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の運用要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		8 枚目、15 枚目及び 20 枚目から 22 枚目までのそれぞれ一部	派遣部隊の編成、運用、装備に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	文書 2	21 枚目、22 枚目及び 66 枚目ないし 71 枚目のそれぞれ一部	派遣部隊の通信システムに関する情報であり、これを公にすることによ

			り、派遣部隊の指揮通信要領が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5	文書2	7枚目及び8枚目のそれぞれ一部	派遣部隊が収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の関心のある情報分野、脅威認識及び活動状況が推察されるとともに、派遣部隊宿営地の施設の強度に係る情報も含まれており、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	文書4	16枚目の一部	派遣部隊が収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の関心のある情報分野及び活動状況が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とし

			た。
		1 8 枚目、2 3 枚目及び 3 4 枚目ないし 3 8 枚目 のそれぞれ一部	派遣部隊の宿営地の施設の強度に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
6	文書 2	1 6 枚目の一部	派遣部隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の脅威認識及び対処能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
	文書 4	1 4 枚目、3 2 枚目及び 3 3 枚目のそれぞれ一部	派遣部隊の教育訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の射撃能力、練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
7	文書 2	1 8 枚目、1 9 枚目、4 5 枚目ないし 5 5 枚目及 び 5 7 枚目ないし 6 1 枚	派遣部隊の感染症対応に関する情報であり、これを公にすることにより、

		目のそれぞれ一部	自衛隊の対応能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書４	１９枚目の一部	派遣部隊の抗マラリア薬の管理に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の健康管理に係る現状、問題点等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
８	文書２	２０枚目の一部	派遣部隊の夜間診療支援の編成及び要領に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の夜間診療支援に係る警備上の脆弱性等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
	文書４	６枚目、９枚目、１０枚目及び２５枚目のそれぞれ一部	派遣部隊の警備要領に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の警備態勢が推察

			され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		７枚目の一部	派遣部隊の夜間診療支援の編成及び要領に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣部隊の夜間診療支援に係る警備上の脆弱性等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
９	文書２	３８枚目及び３９枚目のそれぞれ一部	女性自衛官の補職の検討に関する情報であり、これを公にすることにより、検討内容が推測され、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、法５条５号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。

※各文書の枚数の表記は、先行処分に係る１ないし３枚目を含めて記載している。